

いすみ市有財産売払入札公告

いすみ市公用車売り払いに係る一般競争入札の実施について
地方自治法第 234 条第 1 項の規定により、一般競争入札を次のとおり実施する。

平成 30 年 8 月 1 日

いすみ市長 太 田 洋

【入札物件】

第 1 一般競争入札に付する車両は、次のとおりとする。

車名	年式	走行距離 (平成 30 年 6 月 7 日現在)	車検満了日	最低売却価格 (税抜き)
普通特種車 4 t	平成 16 年	221, 817km	平成 30 年 6 月 27 日 (車検切れ)	300, 000 円

※詳細は、別紙 1 仕様書のとおり

※走行距離は、駐車場内の移動により増加することがある。

【入札に参加する者に必要な資格】

第 2 入札の参加者となることができるのは、個人(20 歳以上)又は法人で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。(いすみ市在住者以外でも参加できます。)

- (1) 成年被後見人
- (2) 未成年者、被保佐人又は民法(明治 29 年法律第 89 号)第 17 条第 1 項の審判を受けた被補助人であって、契約締結のための同意を得ていない者
- (3) 破産者で復権を得ない者
- (4) 次に掲げる事項のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 本市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 本市の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 本市の行う競争入札の落札者が本市と契約を締結すること、又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて、本市との契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契

- 約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 地方自治法第 239 条第 2 項に規定する物品に関する事務に従事する本市の職員
 - (6) 所在市町村税を滞納している者
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「不正行為防止等に関する法律」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他の団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に供しようとする者
 - (8) 前 2 号に掲げる者から委託を受けた者

【契約上の主な特約】

第 3 公序良俗に反する使用の禁止について次の特約を付するものとする。

- (1) 売払物件を不当行為防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他の団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に使用してはならない。
 - (2) 売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、買主は前号の使用の禁止を書面により継承させるものとし、当該第三者に対して前号の定めに反する使用をさせてはならない。
 - (3) 売払物件について第三者に対して権利を設定する場合には、当該第三者に対して第 1 号の定めに反する使用をさせてはならない。
- 2 前項について、本市が必要があると認めるときは、実地調査等を行うものとし、買主及びその後の譲受人等は協力する義務を負うこと。
- 3 第 1 項に違反したときは売買代金の 100 分の 30 の額を違約金としていすみ市に支払わなければならない。なお、違約金に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- 4 売払物件に隠れた瑕疵があっても、市はその責めを負わない。

【入札参加申込み】

第 4 入札に参加しようとする者は、受付期間内に入札参加申込書（様式第 1 号）を提出して所定の手続きをしなければならない。申込書類は返却しないものとする。

- 2 郵便、電話、ファックス、電子メール等による申込みは認めない。
- (1) 受付期間 平成 30 年 8 月 13 日（月）から平成 30 年 8 月 29 日（水）まで
（ただし、土・日曜日及び祝日を除く。）
 - (2) 受付時間 午前 9 時から午後 4 時
 - (3) 提出書類
 - ア 個人の場合
 - (ア) 入札参加申込書（様式第 1 号・印鑑登録証明書の印で押印のこと。）
 - (イ) 運転免許証の写し
 - (ウ) 住民票（発行後 1 箇月以内のもの）

- (エ) 印鑑登録証明書（発行後1箇月以内のもの）
- (オ) 納税証明書（発行後1箇月以内のもので、平成28年度、平成29年度において所在市町村税の未納のない証明）
- (カ) 誓約書（様式第2号）
- (キ) 同意書（様式第3号・未成年者、被保佐人、被補助人のみ）

イ 法人の場合

- (ア) 入札参加申込書（様式第1号・印鑑証明書の印で押印のこと。）
 - (イ) 運転免許証の写し（従業員のものでも可。）
 - (ウ) 履歴事項全部証明書（発行後1箇月以内のもの）
 - (エ) 印鑑証明書（発行後1箇月以内のもの）
 - (オ) 納税証明書（発行後1箇月以内のもので、直近2か年度において所在市町村税の未納のない証明）
 - (カ) 誓約書（様式第2号）
- ※ 提出した書類は返却しない。

※ 受付期間内に全ての書類を提出するものとし、期間は厳守とする。

- (4) 受付場所 いすみ市役所大原庁舎 2階 財政課 いすみ市大原7400番地1

【入札物品公開の期間及び場所】

第5 入札物品公開は、次の期間、場所において行う。

- (1) 期 間 平成30年8月13日（月）から平成30年8月29日（水）まで
（ただし、土・日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から正午、午後1時から4時

- (2) 場 所 いすみクリーンセンター（いすみ市小又井170番地）

2 物品の確認を希望する者は、事前に氏名及び確認を希望する日時を財政課へ連絡すること。電話での車両に関する質問は一切応じかねますので、予めご了承ください。

【入札書受付期間及び場所】

第6 入札の受付は、次の期間、場所において行う。

- (1) 期 間 平成30年8月13日（月）から平成30年8月29日（水）まで
（ただし、土・日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後4時

- (2) 場 所 いすみ市役所大原庁舎 2階 財政課

【入札の方法】

第7 入札は、所定の入札書（様式第4号）により行う。その際に入札用封筒（別記）及び印鑑（印鑑登録証明書又は印鑑証明書の印）を持参すること。

- 2 入札者が代理人により入札するときは、代理人は、入札前に委任状（様式第5号）を提出しなければならない。更に代理人自身の印鑑を持参すること。
- 3 入札者は、いかなる理由があっても、提出した入札書の書替え、引換え又は撤回をすることができない。

【入札書の記入方法】

- 第8 入札書には、入札金額、入札者の住所及び氏名（法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）その他所定の事項を記入の上、本人の印を押さなければならない。（代理人が入札する場合は代理人自身の住所、氏名の記入及び押印を行うこと。）
- 2 入札金額は、アラビア数字を用いて表示しなければならない。
 - 3 入札金額は、見積もった契約希望代金の108分の100に相当する額とすること。
（消費税額及び地方消費税額を抜いた額とすること。）なお、実際の契約金額は、入札金額に消費税額及び地方消費税額を加算した額となる。

【入札無効に関する事項】

- 第9 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。落札決定後又は契約締結後にその事実が判明した場合も無効とする。
- (1) 入札を行う資格のない者の行った入札
 - (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
 - (3) 入札書記載の金額を訂正した箇所若しくは氏名の下に押印のないもの又はその記載が確認できないもの
 - (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (5) 同一事項に対して2通以上の入札を行ったもの
 - (6) 他の入札者の代理人となり、又は2人以上の代理人となった者の入札
 - (7) 入札の際、談合その他不正の行為があつたと認められる入札
 - (8) 郵便、ファックス、電子メール等による入札
 - (9) 前各号に掲げるもののほかいすみ市財務規則第129条各号のいずれかに該当する入札

【開札】

第10 開札は、入札会場において行う。

- (1) 日 時 平成30年8月30日（木） 午前10時
- (2) 場 所 いすみ市役所大原庁舎 2階 201会議室

【落札者の決定】

第11 落札者は、最低売却価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者とする。

- 2 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きで決定するものとし、この場合において入札者はくじ引きを辞退することができないものとする。
- 3 開札の結果、落札者を決定したときは、その者の氏名（法人にあってはその名称）及び落札価格を入札者に知らせるものとする。

【入札の変更等】

第12 入札者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。

【入札保証金及び契約保証金】

第13 入札保証金及び契約保証金は、免除とする。

【契約の締結】

第14 落札者は、落札の通知を受けた日から5日以内（ただし、土・日曜日及び祝日を除く）に別添公用車売買契約書をいすみ市財政課に提出して契約を締結しなければならない。

2 落札者は、契約締結の日から14日以内に契約代金及び預託済みリサイクル料金の全額を市が発行する納入通知書により納付しなければならない。なお、契約金額は入札金額に消費税及び地方消費税額を加算した額となる。

3 落札者は、物品引渡しの完了以前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできないものとする。

4 落札者は、入札物件に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、これを理由に契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することができない。

5 落札者がその落札した物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときは、契約を締結しない。

6 落札者が契約を締結しないときは、当該入札に参加した予定価格（最低売却価格）以上で有効な入札を行った次順位者と随意契約をすることができる。この場合において、当該契約の締結は、落札金額（落札者が入札した金額）にて行うものとし、かつ、当初の競争入札に付するときに定めた条件を変更してはならない。

【契約の解除】

第15 契約者（落札者）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該契約を解除することができる。

- (1) 契約期間内に契約を履行せず、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 契約の履行について、不正な行為があったとき。

(3) 前2号に定める場合を除くほか、契約者が契約に違反したとき。

【所有権の移転】

第16 所有権移転の時期は、契約代金が完納したときに移転する。

【物品引渡し】

第17 物品引渡しの期限及び場所は、次のとおりとする。

(1) 期 限 平成30年9月27日(木)

(2) 場 所 いすみクリーンセンター(いすみ市小又井170番地)

2 契約者(落札者)は、前項第1号に定める引渡し期限までに、名義変更手続き(所有権移転登録と同時に一時抹消登録)を完了しなくてはならない。

※名義変更手続き完了後は、速やかに所轄運輸支局等から交付される登録識別情報等通知書の写しを提出すること。

3 名義変更手続き及び車両の運送等にかかる費用は、契約者(落札者)の負担とする。

4 契約者(落札者)への引渡し方法は現状渡しとし、引渡し後の不調や故障についての補償は一切行わない。

【公租公課等】

第18 物品引渡し後の公租公課等は、契約者(落札者)の負担とする。

【その他】

第19 車両のデザイン・文字は、車両の引渡し後、20日以内に落札者が塗りつぶし等により、判読できないように抹消し、抹消したことが確認できる車両の写真を財政課に提出すること。

2 車両引渡し時に受領書を提出すること。

3 この公告に定めのない事項については、いすみ市財務規則によるものとする。

(問合せ先)

いすみ市役所 財政課 管財班

TEL 0470-62-1216

別紙 1

仕 様 書

売却物件	普通特種車（塵芥収集車）
数量	1台
売却予定価格	300,000円
自動車登録番号	袖ヶ浦88 さ 6666
登録年月日	平成16年6月14日
初年度登録年月	平成16年6月
自動車の種別	普通
用途	特種
自家用、事業用の別	自家用
車体の形状	塵芥車
車名	三菱
型式	KK-FK71HD
乗車定員	3人
最大積載量	2050kg
車両重量	5780kg
車両総重量	7995kg
車体番号	FK71HD-765178
原動機の形式	6M61
長さ	647cm
幅	220cm
高さ	264cm
総排気量	8.20リットル
燃料の種類	軽油
前前軸重	1900kg
後後軸重	3880kg
自動車検査証有効期限	車検切れ（平成30年6月27日）
走行距離（*）（H30.6.7現在）	221,817km
MT車・AT車の別	MT
エアコン	あり
メーカー	株式会社モリタエコノス
架装型式	PB5α型 PB681E型
製造番号	46117532
積込・排出方式	プレスマスタ方式
容積	8.1立方メートル
リサイクル料金	11,510円
特記事項	・排出シリンダー部からのオイル漏れがするため、シリンダー交換を要する。

* 施設内の移動等のため、走行距離は増加する場合があります。